

## 昭和三十五年政令第四百十九号

商工会法第六十条の規定により都道府県が  
処理する事務に関する政令

内閣は、商工会の組織等に関する法律（昭和三十  
五年法律第八十九号）第五十六条及び第六十一  
条の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会法（以下「法」という。）に規定する  
経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に  
掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを  
除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会  
の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知  
事が行うこととする。この場合においては、法  
中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する  
規定は、都道府県知事に関する規定として都道  
府県知事に適用があるものとする。

一 法第二十三条第一項（法第五十五条の十五  
において準用する場合を含む。）及び第三項（法  
第四十四条第四項（法第四十八条第五項におい  
て準用する場合を含む。）及び法第五十二条の二第  
五項において準用する場合を含む。）に規定する  
事務

二 法第二十四条（法第四十四条第四項（法第  
四十八条第五項及び法第五十八条第四項におい  
て準用する場合を含む。）、法第五十二条の二第  
五項、法第五十四条第四項（法第五十八条第六項  
において準用する場合を含む。）及び法第五十五  
条の十五において準用する場合を含む。）に規定す  
る事務

三 法第四十二条第五項（法第四十八条第五項  
及び法第五十八条第四項において準用する場合を  
含む。）に規定する事務

四 法第四十四条第二項（法第四十八条第五項  
及び法第五十八条第四項において準用する場合を  
含む。）に規定する事務

五 法第四十九条（法第五十八条第五項におい  
て準用する場合を含む。）に規定する事務

六 法第五十条第一項（法第五十八条第五項に  
おいて準用する場合を含む。）に規定する事務

七 法第五十一条（法第五十八条第五項におい  
て準用する場合を含む。）に規定する事務

八 法第五十二条第二項（法第五十八条第六項  
において準用する場合を含む。）に規定する事務

九 法第五十二条の二第二項に規定する事務

十 法第五十三条（法第五十八条第六項におい  
て準用する場合を含む。）に規定する事務

十一 法第五十四条第一項及び第二項（これら  
の規定を法第五十八条第六項において準用する場  
合を含む。）に規定する事務

十二 法第五十四条の三（法第五十八条第六項  
において準用する場合を含む。）に規定する事務

## 附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十五年六  
月十日）から施行する。

## 附 則 五（号）

この政令は、商工会の組織等に関する法律の  
一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百  
十三号）の施行の日（昭和三十六年七月十五  
日）から施行する。

附 則（平成五年六月二三日政令第二一  
八号）抄

## （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年八  
月九日）から施行する。

附 則（平成六年一月一日政令第三  
五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年二月三日政令第三  
八五号）抄

## （施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施  
行する。

附 則（平成二二年六月七日政令第三一  
一号）抄

## （施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法  
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日  
（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年九月一二日政令第二  
九四号）

この政令は、商工会法の一部を改正する法律  
の施行の日（平成十三年九月十九日）から施行  
する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一  
七八号）抄

この政令は、商工会議所法及び商工会法の一  
部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月  
一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九  
号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人  
に関する法律の施行の日から施行する。